



平成26年3月25日  
内閣府（防災担当）

「平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」等について

東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令及び東日本大震災に適用している中小企業信用保険法の特例期間を延長する政令が本日閣議決定されました。

## ○ 政令の概要

(1) 平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきました。

平成25年においても災害が継続していることから、災害期間を更に1年間延長します。

(2) 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（法第12条）について、被災中小企業等による復旧・復興のための資金需要が引き続き十分に見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成27年3月31日までとするよう政令を改正します。

## 参考：適用措置の概要

### <東京都三宅村の火山災害に適用している措置>

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）  
道路、河川等の公共土木施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。（過去5か年の平均69% → 84%）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）  
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率のかさ上げを行います。（過去5か年の平均84% → 93%）

- ③ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）  
都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧について、国が事業費の1/2を補助します。
- ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）  
小規模な災害復旧に充てる地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

<東日本大震災に適用している措置（今回期間延長する措置）>

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）  
激甚災害の被害を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等を行います。

## ○ 今後の予定

3月28日（金）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤  
代表：03-5253-2111（内線51345）  
直通：03-3501-5696